

平成30年3月分(4月納付分)～の 保険料率についてお知らせします。

こちらのリーフレットを従業員の皆さんにご覧いただくなど、お知らせにご協力をお願いいたします。



**大阪支部の健康保険料率は変更となります。
介護保険料率も変更となります。**

給与・賞与の
10.13%

平成30年2月分
(3月納付分)まで

健康保険料率

給与・賞与の
10.17%

平成30年3月分
(4月納付分)から

給与・賞与の
1.65%

平成30年2月分
(3月納付分)まで

介護保険料率

給与・賞与の
1.57%

平成30年3月分
(4月納付分)から

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率（10.17%）のうち、6.56%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.61%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※介護保険料は40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）にご負担いただくもので、全国一律の保険料率です。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.06-7711-4300 (代表)

受付時間／平日8：30～17：15

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル

Q

なぜ都道府県ごとに保険料率が違うのでしょうか？

都道府県ごとに、必要な医療費（支出）が異なるからです。

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。このため、疾病の予防などの取組により都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることとなります。

また、平成30年度の全支部の平均保険料率は10%を維持しましたが、都道府県ごとの医療費を反映するため、保険料率が変更になる場合があります。

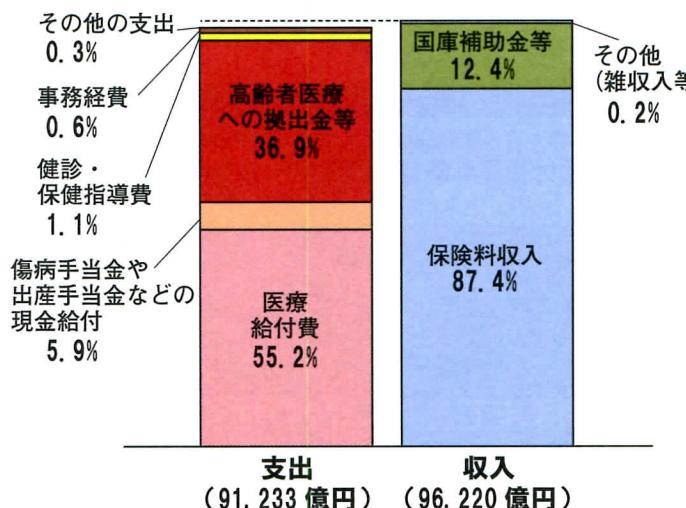
※ なお、都道府県ごとの医療費に差がない場合であっても、平成31年度までは、都道府県ごとの保険料率の差を圧縮する特例的措置の段階的な解消を行っていますので、それによって保険料率が変更になる場合があります。

Q

保険料は何に使われているのですか？

加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等いわゆる仕送り金が約4割です。

■協会けんぽの収支内訳 [平成28年度決算(医療分)]



被保険者一人当たり
保険料の負担年間38万円
※その他国庫補助金（税金）
による収入約5.5万円



医療費等の支出
年間約40.4万円

【内訳】

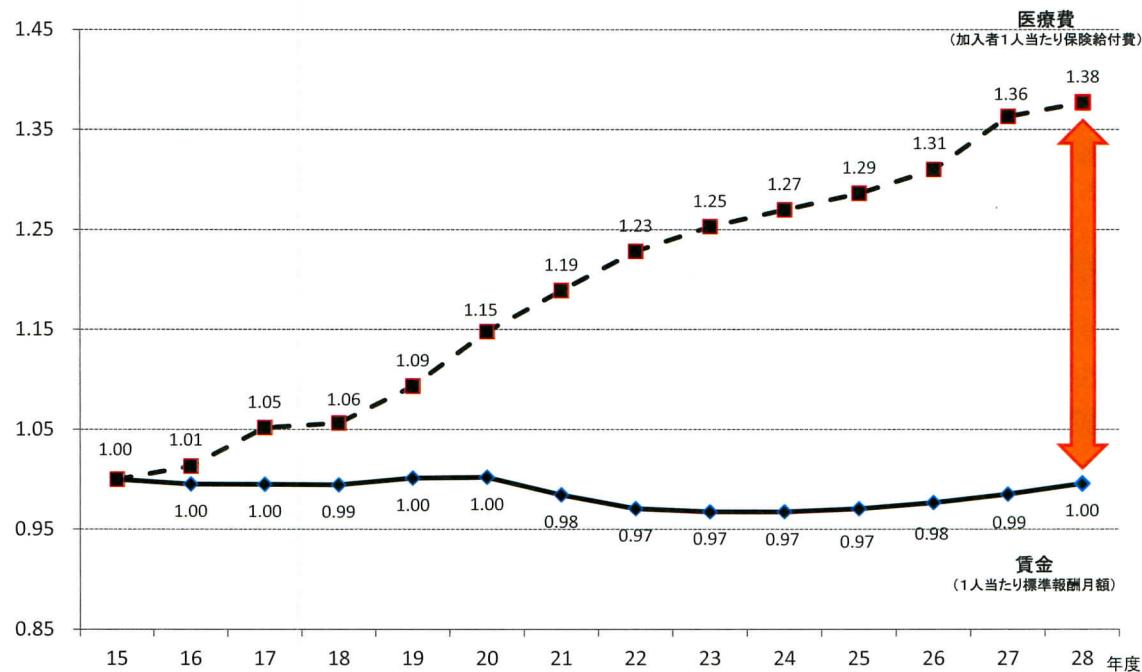
- 医療費等: 25.2万円
- 高齢者医療への
仕送り金: 15.2万円

Q

今後、保険料率はどうなるのですか？

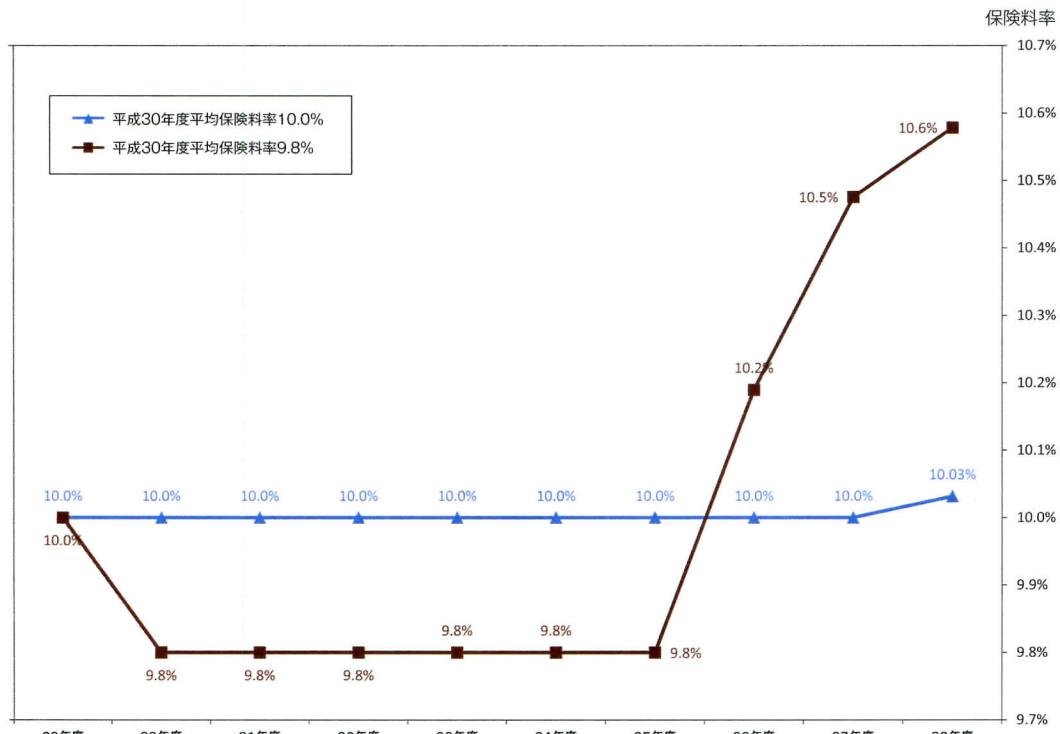
協会けんぽの保険財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る状況が続いているため、今後の保険料率の見通しは楽観できません。

■医療費と報酬(賃金)の伸び(平成15年度を1.00とした場合の指数)



■今後の保険料率に係るシミュレーション(平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合)

- ・現在の平均保険料率 10.0% を維持した場合、当面の間 10.0% の水準を維持することができますが、仮に 9.8% に引き下げた場合、平成 36 年度以降、保険料率が急激に上昇する見込みとなっています。



保険料率の上昇を抑えるため、協会けんぽは努力を続けます。
加入者の皆さんもご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用促進

協会 服用するお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。

加入者 4人に1人の方がジェネリック医薬品に変更していただきました。これによる医療費軽減額は、累計で**約873億円**(推計)です。

扶養家族の再確認

協会 ご家族が扶養家族の要件を満たしているか定期的に再確認しています。

加入者・事業主 平成29年度は**18億円**程度の財政効果が見込まれています。平成30年度も扶養家族の再確認業務にご協力ください。

レセプト点検・経費削減

協会 不適切な医療費の請求がなされているか点検をしています。効果額は**約205億円**(28年度実績)です。また、事務経費の削減にも取り組んでいます。

健診・保健指導・健康づくり

協会 加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

加入者 病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。

健康保険の正しい利用の促進

協会 審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

- 退職された翌日から保険証は使えません。速やかに回収して、管轄の年金事務所へご返却ください。
- 軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、救急電話相談の利用を考えましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。詳しくは、協会けんぽのホームページ等をご覧ください。

データ分析に基づく効果的な意見発信

協会 健診結果やレセプトデータ等の分析に基づき、地域の医療供給体制への働きかけや健康課題の「見える化」など、医療費の適正化に向けて、効果的な意見発信を行っています。

インセンティブ(報奨金)制度の導入

協会 平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入します。

加入者 特定健診・特定保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などに応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率に反映(平成32年度から)されます。



介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(劳使折半)等により支えられています。

協会けんぽでは、平成30年度から新たにインセンティブ(報奨金)制度を導入

皆様の取組で 保険料率が変わる!

※保険料率への反映は平成32年度からとなります。

協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入します。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを『健康保険料率』に反映させるものです。

全ての事業主、加入者の皆様の健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

どう評価するの？

まずは、制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%^(※1)を盛り込みます。

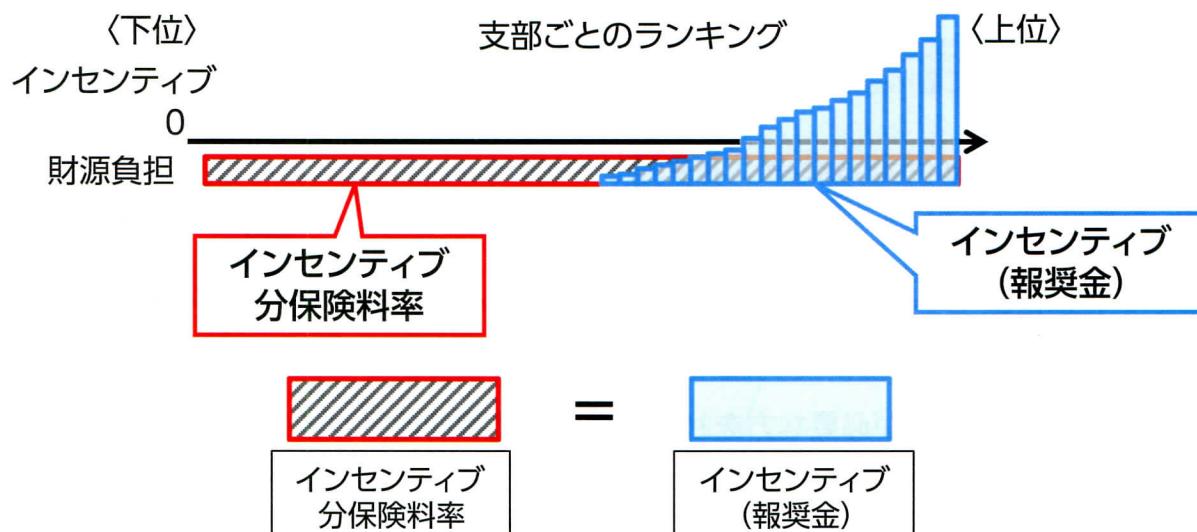
(※1) この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

平成30年度(平成32年度保険料率) : 0.004% ⇒ 平成31年度(平成33年度保険料率) : 0.007% ⇒
平成32年度(平成34年度保険料率) : 0.01%

その上で、特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率^(※2)を引き下げます。

(※2) インセンティブ制度では、全支部一律の保険料率である後期高齢者への仕送り金に係る保険料率にインセンティブ(報奨金)を反映する仕組みとしております。

【制度のイメージ】



評価指標一覧

① 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の当該結果を協会けんぽにご提供ください。

② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方^(*)は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

(*) 腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上、最高血圧：130mmHg以上、空腹時血糖値：100mg/dl以上など。
詳細はHPをご覧ください。

③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

⑤ 後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

(*) ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

インセンティブ制度の導入で保険料はどのように変わるの？(イメージ)

- 標準報酬月額28万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料は労使折半前の金額)

$$\text{○保険料月額: } 28\text{万円} \times 10.0\% = 28,000\text{円}$$



- インセンティブ制度による報奨金で保険料率が-0.1%の減算になった場合

$$\text{○} 28\text{万円} \times 9.90\% = 27,720\text{円} (\textcolor{red}{\Delta} 280\text{円}) \quad \text{年間} \textcolor{red}{\Delta} 3,360\text{円}$$